



学 生 便 覧

(令和 7 年度版)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

高知県立農業大学校

高知県吾川郡いの町波川 2 3 4

TEL 0 8 8 - 8 9 2 - 3 0 0 0

FAX 0 8 8 - 8 9 3 - 3 5 7 1

目 次

1	高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例	1
2	高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則 (入校願書) (誓約書) (聴講申請書)	3
3	高知県立農業大学校運営要領	11
4	学生の評定等に関する規程 (公欠願) (再試・追試願)	12
5	先進農家等留学研修実施要領	17
6	農業インターンシップ研修実施要領	19
7	学生心得 (アルバイト許可願) (証明書交付申請書) (車両持ち込み申請書)	21
8	学生寮運営規程 (入寮誓約書) (入寮願)	26
9	寮生心得 (外泊届) (学生寮在寮届) (外出届) (学生寮門限緩和届)	29
10	高知県立農業大学校学生自治会規約	32
11	高知県立農業大学校寮生会規約	34
12	高知県立農業大学校内施設使用時間	36
13	懲戒処分基準	37

1 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例

(昭和 58 年 3 月 18 日条例第 3 号)

改正昭和 62 年 7 月 10 日条例第 17 号平成 5 年 12 月 22 日条例第 35 号

平成 13 年 7 月 6 日条例第 40 号 平成 15 年 3 月 28 日条例第 24 号

平成 15 年 7 月 18 日条例第 46 号平成 16 年 8 月 6 日条例第 36 号

平成 17 年 3 月 29 日条例第 38 号平成 17 年 7 月 19 日条例第 60 号

平成 19 年 3 月 23 日条例第 39 号平成 23 年 7 月 15 日条例第 27 号

平成 26 年 3 月 25 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 農業に関する技術及び経営についての実践的な研修教育を行い、地域農業の振興に貢献することができる優れた農業後継者、農業者等を養成するため、高知県立農業大学校(以下「大学校」という。)を吾川郡いの町に設置する。

2 大学校が行う研修教育を分担させるための施設を高岡郡佐川町に設置する。

(定員及び修業期間)

第 2 条 大学校の定員は 1 学年につき 50 人とし、その修業期間は 2 年とする。

(入校手数料)

第 3 条 大学校の入校試験を受けようとする者は、2,200 円の入校手数料を県に納付しなければならない。

(入校料)

第 4 条 大学校に入校を許可された者は、5,650 円の入校料を県に納付しなければならない。

(授業料)

第 5 条 大学校に在学する者は、年額 118,800 円の授業料を県に納付しなければならない。

(受講料)

第 6 条 大学校の聴講生として特定の科目を受講しようとする者は、1 時間当たり 90 円以内で規則で定める額の受講料を県に納付しなければならない。

(授業料及び受講料の減免)

第 7 条 知事は、特に必要があると認めたときは、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

(入校手数料等の還付)

第 8 条 既に納付された入校手数料、入校料、授業料及び受講料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(略)

2 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 11 号)

改正 昭和 62 年 7 月 31 日規則第 34 号 平成元年 4 月 1 日規則第 54 号
 平成 4 年 7 月 7 日規則第 40 号 平成 6 年 2 月 1 日規則第 3 号
 平成 12 年 12 月 26 日規則第 234 号 平成 13 年 9 月 18 日規則第 140 号
 平成 15 年 9 月 30 日規則第 110 号 平成 16 年 8 月 24 日規則第 92 号
 平成 16 年 10 月 1 日規則第 100 号 平成 17 年 3 月 29 日規則第 55 号
 平成 17 年 10 月 25 日規則第 148 号 平成 19 年 3 月 23 日規則第 25 号
 平成 19 年 12 月 25 日規則第 146 号 平成 20 年 7 月 4 日規則第 60 号
 平成 26 年 3 月 31 日規則第 35 号 平成 26 年 8 月 26 日規則第 89 号
 平成 30 年 10 月 19 日規則第 70 号 令和元年 7 月 19 日規則第 18 号
 令和 2 年 3 月 31 日規則第 25 号 令和 5 年 2 月 24 日規則第 7 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年高知県条例第 3 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学科、研修教育の内容等及び入校資格等

(学科及び研修教育の内容)

第 2 条 農業後継者及び農村地域の指導者を養成するため、大学校に次の表の左欄に掲げる学科を置き、その研修教育の内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学 科	研 修 教 育 の 内 容
園芸学科	野菜、花き、果樹等についての専門的技術及び経営に関する実験、演習及び実習並びに学理
畜産学科	畜産等についての専門的技術及び経営に関する実験、演習及び実習並びに学理

(研修教育の科目等)

第 3 条 大学校の研修教育の科目及び時間数は、大学校の長(以下「校長」という。)が知事の承認を得て定める。

(学科の定員)

第 4 条 学科の定員は、それぞれ次の表に掲げる人員を基準として校長が定める。

学 科	人 員 (1 学年につき)
園 芸 学 科	45 人
畜 産 学 科	5 人

(学年)

第 5 条 大学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(休校日)

第6条 大学校の休校日は、次に掲げる日とする。ただし、校長が授業の必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 校長が定める春季休暇、夏季休暇及び冬季休暇の日
- (4) 前3号に掲げる日のほか、校長が必要があると認めた日

(入校資格)

第7条 大学校に入校することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、第9条に規定する入校試験(以下「入校試験」という。)に合格したものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条の高等学校(第9条第3項第1号において「高等学校」という。)を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(受験手続)

第8条 入校試験を受けようとする者は、別記第1号様式による入校願書(第18条において「入校願書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の発行する調査書
- (2) 健康診断書(公立病院若しくは保健所又は校医が作成したものに限る。)
- (3) 写真(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向きで上半身を撮影した名刺型のものとする。)

(入校試験)

第9条 入校試験は、筆記試験及び口述試験の方法で行うものとする。

2 入校試験の実施期日、場所、科目その他必要な事項は、募集の都度校長が定めるところにより公表するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の入校試験については、それぞれ校長が定める方法で行うことができるものとする。

- (1) 高等学校を卒業見込みで、当該高等学校の長の推薦のある者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの
- (2) 一定の就業経験等を有すると校長が認める者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの

(入校の許可)

第10条 校長は、入校試験に合格した者に対し、大学校に入校を許可する。

(入校手続)

第11条 大学校に入校を許可された者(以下「学生」という。)は、保証人を立て、直ちに別記第2号様式による誓約書(第19条において「誓約書」という。)に本人、保護者等(未成年の学生にあつては学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した学生にあつてはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。)及び保証人が署名して、校長に提出しなければならない。

2 保証人は、独立して生計を営む者でなければならない。

3 保証人に、事故又は異動があつたときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(入寮)

第12条 学生は、大学校に設置された寮に入寮しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると校長が認めた場合は、この限りでない。

(休校及び退校)

第13条 学生は、病気その他やむを得ない理由があるときは、校長の許可を受けて、休校又は退校をすることができる。

(退校命令)

第14条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退校を命ずることができる。

- (1) 学業成績が不良で成業の見込みのない者
- (2) 性行が不良で改しゅんの見込みのない者
- (3) 負傷、疾病その他の事故により卒業の見込みのない者
- (4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けた後3月を経過しても納付しない者
- (5) 大学校の秩序を乱した者その他学生としての本分に反する行為をした者

(表彰)

第15条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

(卒業証書の授与)

第16条 校長は、所定の課程を修了した学生について、その成績、出席状況等に基づいて卒業の認定を行うものとする。

2 校長は、卒業の認定をした学生に対して卒業証書を授与する。

(聴講生)

第17条 大学校の一部の科目の履修を志願する者は、別記第3号様式による聴講申請書(以下「聴講申請書」という。)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により聴講申請書を提出した者に対し、聴講生として入校を許可することができる。

第3章 入校手数料、入校料、授業料及び受講料

(入校手数料の納付手続)

第18条 条例第3条の入校手数料は、入校願書を提出する際に高知県収入証紙によりこれを納付しなければならない。

(入校料の納付手続)

第19条 条例第4条の入校料は、誓約書を提出する際に高知県収入証紙によりこれを納付しなければならない。

(授業料の納付手続等)

第20条 条例第5条の授業料は、前期及び後期の2期に区分してこれを納付するものとし、前期にあつては5月20日までに、後期にあつては10月20日までにその年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第21条 授業料の納期前に休校又は退校をする学生は、当該休校又は退校をする月までの分の授業料を納付しなければならない。ただし、休校を許可した期間の初日が前条に規定する納期限の日の属する月の初日であるときにあっては、その月分の授業料を徴収しない。

2 授業料の納期前に学生がその責めに帰すべき事由によらずに退校をするときは、当該退校をする月までの分の授業料を徴収しない。

(受講料の納付手続)

第22条 条例第6条の受講料は、聴講申請書を提出する際に高知県収入証紙により科目ごとに次の表の左欄に掲げる受講時間につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額を納付しなければならない。

受講時間	額
3時間以上14時間以下	200円
15時間以上29時間以下	1,300円
30時間以上44時間以下	2,700円
45時間以上	4,000円

(入校手数料等の減免)

第23条 条例第7条の規定に基づき入校手数料又は入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。

2 条例第7条の規定に基づき授業料又は受講料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 学生を大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定による授業料等減免対象者(次条第1項第1号において「授業料等減免対象者」という。)として認定したとき。

(2) 学生又は聴講生(以下この項において「学生等」という。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。

(3) 学生等及び学生等と生計を一にする者の全てが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。

(4) 学生等及び学生等と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、授業料又は受講料の納付が困難になったとき。

(5) 学生等が、高知県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。

3 条例第7条の規定に基づく入校手数料、入校料、授業料及び受講料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(入校料及び授業料の還付)

第24条 条例第8条ただし書の規定に基づき入校料又は授業料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 入校料又は授業料が納付された後において、学生を授業料等減免対象者として認定したとき 既納又は過納となる入校料又は授業料の額に相当する額

(2) 授業料を前納した場合であって、学生が休校又は退校をしたとき(次号に掲げる場合を除く。) 当該休校又は退校をした月の翌月(休校を許可した期間の初日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)以後の授業料の額に相当する額

(3) 学生がその責めに帰すべき事由によらずに退校をした場合 既納の授業料の額に相当する額

2 条例第8条ただし書の規定に基づく入校料及び授業料の還付の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

附 則

(略)

第1号様式（第8条関係）

※ 受付 年月 日		※ 受験 番号	園芸（ ） 畜産（ ）
--------------------	--	---------------	----------------

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

郵便番号

住所

ふりがな
氏名

年 月 日生

電話番号

入校願書（ 一般 ・ 推薦 ・ 社会人 ）

私は、高知県立農業大学校に入校したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 志望学科（該当するものを○で囲み、園芸学科を志望する場合は、いずれか希望するコースを○で囲んでください。）
園芸学科（ 野菜 ・ 花き ・ 果樹 ） ・ 畜産学科

2 選択受験科目（該当するものを○で囲んでください。ただし、推薦又は社会人の場合は、受験が免除されますので、選択する必要はありません。）
数学Ⅰ ・ 農業と環境

3 出身高等学校名等
(1) 出身高等学校名（ ）
(2) 高等学校卒業（見込み）又は検定合格年月日（ 年 月 日）

4 入校手数料（高知県収入証紙により納付する額を記入してください。）
円

高知県収入証紙貼り付け欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 「推薦」とは高等学校を卒業見込みで、当該高等学校の長の推薦のある者で、高知県立農業大学校の卒業後に県内での就農を希望するものを対象とする入校試験を、「社会人」とは一定の就業経験等を有すると高知県立農業大学校長が認める者で、高知県立農業大学校の卒業後に県内での就農を希望するものを対象とする入校試験を、「一般」とはこれらの者以外の者を対象とする入校試験をいいますので、該当するものを○で囲んでください。

第2号様式（第11条関連）

誓 約 書

私は、高知県立農業大学校に入校を許可されましたので、諸規則を守り、学生としての本分に従い、学業に精励することを誓います。

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

住所

氏名（署名）

上記の者に関する一切の事項は、私たちが引き受け、処理することを保証します。

保護者等 住所
氏名（署名）
電話番号
本人との続柄

保証人 住所
氏名（署名）
電話番号
本人との続柄

高知県収入証紙貼り付け欄

第3号様式（第17条関連）

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

郵便番号

住所

ふりがな
氏名

年 月 日生

電話番号

聴 講 申 請 書

私は、高知県立農業大学校の下記の科目の履修を志望しますので、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

聴講科目名

高知県収入証紙貼り付け欄

3 高知県立農業大学校運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という）第25条の規定に基づき、高知県立農業大学校（以下「大学校」という）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(卒業の資格等)

第2条 履修科目はすべて受講するものとし、そのうち、取得できなかった単位が第1学年の科目にあつては3単位以内、第2学年の科目にあつては2単位以内であり、かつ必修科目（「先進農家等留学研修」「卒業論文」「専攻実習」）の単位をすべて取得していることをもって卒業の資格とする。

2 科目、単位数、試験及び評価の方法等は別に定めるところによる。

(休学、復学)

第3条 学生は、病気その他の理由により引き続き1ヶ月を超えて修学することができない時は、医師の診断書等理由書を添えて休学届けを校長に提出し、休学の許可を受ける。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。

3 学生は、休学の理由がなくなった時は、復学願を校長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(留年等)

第4条 第1学年生は翌年度には、原則として全員第2学年生になるものとする。

2 未取得の単位があり卒業の資格を得ることのできない第2学年生は、原則として、翌年度に限り留年することができる。

3 留年した学生は、第2条で規定する条件をすべて満たしたことをもって卒業の資格とする。

(懲戒)

第5条 校長は、規則第14条に定める退校処分のほか、学業を怠り、あるいは大学校の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくない行為のあった学生に対しては、停学等の処分を行うことができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、大学校の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

昭和63年 4月 1日 一部改正

平成 5年 4月 1日 一部改正

平成15年 4月 1日 一部改正

平成26年 1月21日 一部改正

平成26年 4月10日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成29年 9月 1日 一部改正

4 学生の評定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「高知県立農業大学校運営要領」(以下「運営要領」という。)第2条及び第6条に基づき、高知県立農業大学校の履修科目(以下「科目」という。)の試験及び評定等について定める。

(授業及び欠席)

第2条 1時限を60分間とし、次の時間を授業時間とする。なお、授業の内容、形態により授業開始時間等を変更することがある。

(1) 午前 1時限目 9:00～10:00 2時限目 10:00～11:00 3時限目 11:00～12:00

(2) 午後 4時限目 13:00～14:00 5時限目 14:00～15:00 6時限目 15:00～16:00

2 欠席、遅刻、早退(以下「欠席」という。)について公欠の認定を受けたい場合は、当該授業の行われた日から前後7日間に「公欠願」(様式1)を提出し、校長の承認を受けなければならない。なお、遅刻、早退は0.5時限の欠席とし、30分を超える場合は欠席とみなす。

3 公欠は次の場合とし、出席として扱う。

(1) 就職、進学等にかかる各種受験並びに海外派遣研修にかかる受験及び事前研修

(2) 運転免許センターにおける自動車運転免許最終試験(学科試験)の受験(ただし、2回までとする。)

(3) 校長の承認を受けた会合等への出席

(4) 忌引 父母・配偶者・子(7日以内)、祖父母・兄弟姉妹(3日以内)、おじ・おば(1日以内)

(5) 祭日 父母・配偶者・子・祖父母・兄弟姉妹(1日以内)

(6) 婚姻 父母・子・兄弟姉妹(1日以内)

(7) 天災及び交通機関の事故等による登校困難

(8) 寮生が厚生省指定の学校感染症と認定されたとき、または検査のため通院するとき(病院の検査記録等を提出すること)

(9) その他、校長が特別に認めた場合

(評価、評定)

第3条 各科目の評価は試験結果、学習態度、出席状況等を総合して判定する。評価は整数を単位とし100点を満点とする。また、試験に関し不正行為を行った場合は、当該科目の評価は0点とする。

2 本校における成績評価の指標はGPA(Grade Point Averageの略で、履修科目の成績を平均値化したもの)を採用する。各科目の評定を5段階(4.0、3.0、2.0、1.0、0)のグレードポイントに換算する。

可否区分	評定	評点	グレードポイント
合格	秀(A)	100点～90点	4.0
	優(B)	89点～80点	3.0
	良(C)	79点～70点	2.0
	可(D)	69点～60点	1.0
不合格	不可(F)	59点以下	0.0

※GPA(Grade Point Average)による成績評価の算出方法

$$\text{GPA} = (4 \times \text{「秀」単位数} + 3 \times \text{「優」単位数} + 2 \times \text{「良」単位数} + 1 \times \text{「可」単位数} + 0 \times \text{「不可」単位数}) \div \text{総履修単位数}$$

算出された数値が小数点以下2位未満の端数があるときは、四捨五入し、小数点第2位までを表記するものとする。

(「一般科目」の受験資格等)

第4条 科目のうち「先進農家等留学研修」「卒業論文」「専攻実習」以外の科目(以下、「一般科目」という。)について、欠席時限数が、出席すべき時限数(総授業時限数)の4分の1を超えたときは、評価は0点とする。

(「一般科目」の再試験)

第5条 「一般科目」の試験を公欠により止むを得ず欠席した者は、願い出て(様式2)再試験を受けることができる。

(「一般科目」の追試験)

第6条 「一般科目」の評価が59点以下の者は、願い出て(様式2)追試験を受けることができる。

2 追試験の回数は1科目につき1回とする。

3 追試験は60点以上を合格とし、当該科目の評価は60点とする。59点以下は不合格とし、その点数をもって評価とする。

(「先進農家等留学研修」の評価等)

第7条 「先進農家等留学研修」の評価は、研修先評価、報告会評価、報告書評価を総合して判定する。

2 研修期間中に欠席がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。

「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠席はなかったものとみなす。

(「卒業論文」の評価等)

第8条 「卒業論文」の評価は、卒業論文審査会評価をもって判定する。

2 欠席がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠席はなかったものとみなす。

(「専攻実習」の評価等)

第9条 「専攻実習」の評価は、実習における技術・技能、学習態度等を総合して判定する。

2 欠席がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠席はなかったものとみなす。

(特別補講)

第10条 「特別補講」を行う時限数は、欠席時限数(小数点以下は切り上げる)を合計したものとする。

2 「特別補講」は休校中または授業のない平日の9:00~16:00の時間内に行うものとする。

3 「特別補講」の内容は、校長が別に定める。

(進級・卒業判定会議)

第11条 進級・卒業判定会議は、校長が主催する。

(学籍簿)

第12条 GPAの高い順に各学生に学年順位を付す。

2 学籍簿は各学生毎に作成し、各科目毎の評価、評定及び取得単位、GPA、学年順位、年間の授業日数などを記載するものとする。

(附則)

この規程は平成26年4月1日から適用する。

(平成27年4月1日一部改正)

(平成27年4月3日一部改正)

(平成27年5月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(様式 1)

公 欠 願 （ 欠席 ・ 遅刻 ・ 早退 ）	* カッコの中の何れかを○で囲むこと
-------------------------------	--------------------

次の欠課時限を公欠として認めていただきたいので届け出ます。

（届出の日時） 年 月 日（ ）（ 時 分）

高知県立農業大学校長 様

（ ）年（ ）番（専攻・班： ）

氏 名（ ）

欠 課 日	欠 課 時 間	科 目
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
月 日 （ ）	（ ）時限目 ～	
欠課理由		

* 担当教官等 記 入	届出の方法……本人提出・本人電話・家族電話 その他（ ）
	「本人提出」以外の届出者……（ ）
	（公欠確認欄）

校 長	副校長 (兼 教育課長)	教 務	担当チーフ又は 担当教官

(様式2)

令和 年 月 日

- ・再 試 願 (いずれかを○で囲むこと)
・追 試

高知県立農業大学校長 様

第 学年 番号 氏名

・科 目 名 : []

・日 時 : 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

・場 所 : 第 [] 教室

(切り取り線)

再(追)試験の実施 (学生控え)

第 学年 番号 氏名

・科 目 名 : []

・日 時 : 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

・場 所 : 第 [] 教室

5 先進農家等留学研修実施要領

第1 趣旨

「先進農家等留学研修」（以下「研修」という。）は、農業現場を体験することで、農業に関する知識、技術並びに経営感覚を身につけさせることを目的とし、当要領はその実施方法等について定める。

第2 研修依頼

(1) 研修受入先

研修受入先は農業後継者の教育指導に理解がある先進農家、農業生産法人、農業関連企業、その他関係機関等（以下「受入農家等」という。）とし、研修期間中は受入農家等が学生の教育指導に当たる。なお、受入農家等が行う教育指導は無償とする。

(2) 研修依頼

受入農家等のうち、先進農家には管轄する農業振興センター所長（農業改良普及所長）又は家畜保健衛生所長（支所長）からの推薦を受けて、その他には直接、校長が依頼する。

(3) 研修受託

受入農家等と研修受入について合意したときは、校長は受入農家等に研修受入の依頼を行うとともに、受入農家等は校長に受託文書（様式1）を提出する。なお、学生は、研修先決定後、速やかに受入農家等に赴き、挨拶及び研修実施に向けた打ち合わせを行うものとする。

第3 研修期間等

(1) 研修期間は、約1ヶ月半とする。

(2) 研修中の出席日は、原則として1週6日間とするが、その詳細は受入農家等が定める。

(3) 研修中の出席時間は、原則として8:30～17:30（昼休み1時間を含む。）とするが、その詳細は受入農家等が定める。なお、必要に応じて宿泊を伴う研修を行うものとする。

第4 研修実施詳細

(1) 研修に必要な食事代、交通費、衣類、寝具などは、原則として学生の負担とするが、必要に応じて受入農家等と協議し定めるものとする。

(2) 学生は、研修中は事故防止に万全を期すとともに、作業時には、原則として本校所定の実習服を着用する。ただし、受入農家等から指示があった場合は、その作業に必要な衣服、安全帽、安全靴等を使用するものとする。

(3) 学生は、就職試験や病気等止むを得ない理由で研修を欠席する場合は、あらかじめ受入農家等の了承を受けるとともに、直ちに校長に報告すること。

また、研修中に事故があった場合は、直ちに校長に報告すること。なお、学校加入の傷害保険の対象となる負傷の場合は、速やかにその適用の手続きを行うこと。

(4) 受入農家等は、学生の安全に十分注意するとともに、車両及び高性能機械等の操作は行わないものとする。

(5) 受入農家等は、次の場合、先進農家にあつては管轄する農業振興センター所長（農業改良普及所長）又は家畜保健衛生所長（支所長）を通じて、その他にあつては直接、校長に速やかに連絡するものとする。

①研修中に学生に事故があった場合

②研修中の学生の態度素行などに問題がある場合

③学生に特別な研修（例えば県外旅行等）を行う場合

第5 研修実施報告書等

(1) 受入農家等は研修終了時に「先進農家等留学研修評価報告書」(様式2)を校長に提出する。

(2) 学生は「先進農家等留学研修報告書」(様式3)及び「先進農家等留学研修日誌」(様式4)を、速やかに校長に提出する。

6 農業インターンシップ研修実施要領

第1 目的

この研修は、高知県立農業大学校の学生が農業生産法人及び農業関連企業等で職場体験をすることにより、仕事を理解し、就職活動への意識を高めることを目的とする。

第2 受入先の範囲及び依頼方法

受入先は、学生の就業体験に理解があり、受入可能な農家、農業生産法人及び農業関連企業等とし、校長が依頼する。

第3 対象となる学生

園芸学科及び畜産学科の1年生とする。

第4 研修期間等

研修期間は、原則5月及び1月に4日間ずつとする。研修中の出席時間は、原則として8:30~17:30（昼休み1時間を含む。）とする。いずれもその詳細は受入機関等が定める。また学校が派遣を不適切と判断した者等は校内での研修とする。

第5 内容

各受入先において必要な知識と技術を実際に習得する体験研修とする。

第6 学生の指導等

- 1) 期間中の学生の指導は、受入先がこれに当たる。
- 2) 時間は、受入先の業務時間に応じて受入先が決定する。
- 3) 受入先は、学生の態度や素行等に問題があれば、直ちに研修を中止することができるものとし、その場合、速やかに校長に連絡する。

第7 安全管理

- 1) 学生は自ら健康管理に留意するとともに、疾病、傷害などの事故防止に努める。
- 2) 学生は、研修期間中の疾病又は負傷については、各自の保険証により処理する。この場合、学校で加入している傷害保険の対象となる負傷については、適用の手続きをすることとする。
- 3) 受入先は、安全に注意し、学生に対して、車両又は高性能機械の運転及び施設の操作は行わせないものとする。
- 4) 学生は、本校所定の実習服を着用する。但し、農業関連企業等では受入先の指示に沿う衣服等を使用する。
- 5) 受入先は、学生に万一事故が発生した場合、速やかに校長に連絡する。
- 6) 学生は、期間中の通学には、原則として公共交通機関を利用する。但し、公共交通機関を利用することが困難な学生については、校長が自動車等の使用を許可することがある。

第8 経費等

- 1) 食事代、交通費などは、学生の負担とする。
- 2) 学生が故意によって受入先に損害を与えた場合は、学生が弁償するものとし、その内容については双方協議のうえ定めるものとする。
- 3) 研修は、教育の一部であることから、学生は労働報酬を受入先に対して請求することはできない。

第9 受入先への誓約書及び学校への報告書等の提出

- 1) 学生は、研修を受けるにあたり、誓約書（様式 1.）を受入先に提出する。
- 2) 学生は、報告書（様式 2）研修の終了後 1 週間以内に校長に提出しなければならない。

7 学生心得

1 趣旨

この心得は、「高知県立農業大学校運営要領」第6条に基づき、学生が在学中、規律ある生活を保ち、自主協同の団体生活を行い、学生としての責務を果たすべき事項を定める。

2 態度及び服装

- (1) 校内外を問わず、本校学生の成人としての誇りと自覚を持ち、互いに人格を尊重、礼儀を守り、良識ある言動を自ら判断して行うこと。
- (2) 服装は清潔質素を心がけるとともに、学生として品位を失わないよう心がけ、実習にあたっては実習服を着用し、講義を受けるにあたっては講師に対し失礼の無い服装を着用すること。また、校内は所定の上履きを履くこと。
- (3) 実習中や講義を受ける際の態度は、担当教官・講師の指導に従うこと。
- (4) 入校式、卒業式及びその他学校行事・研修では正装（スーツ）で出席し、頭髪など身だしなみに注意すること。

3 学校での生活

- (1) 本校で行う健康診断は必ず受けるとともに、各自が心身の健康に留意して常に良好な健康状態の保持に努めること。
- (2) 積極的に校内の環境整備を行い、よりよい勉学場をつくるように努めること。
- (3) 施設、設備、備品等を使用するとき（授業で使用する場合を除く。）は、管理担当者の許可を受けなければならない。使用にあたっては大切に取り扱い、もし、それらを破損、汚染、紛失したときは速やかに管理担当者に報告しなければならない。また、故意又は重大な過失により破損、汚染、紛失したときは弁償しなければならない。
- (4) 学校内で火気を使用するとき（授業で使用する場合及び特定屋外喫煙場所で喫煙する場合を除く）は、事前に管理担当者の許可を受けるとともに、火災等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (5) 校内への酒類の持ち込み及び飲酒は禁止する。
- (6) 学校敷地内での喫煙は特定屋外喫煙場所を除き禁止。敷地外においても健康への影響を考えて、喫煙しないように努めること。
- (7) 学校内で生産した作物は勝手に流用や処分をしてはならない。
- (8) 在寮しているときにアルバイトをしようとするものは担当教官または教務を通じて校長の許可を得て行うこととする（様式1）。また、風紀上好ましくないアルバイトは認めない。
- (9) 本校の機能を害し、あるいは校内の秩序を乱す行為はしてはならない。
- (10) 学生の団体及び個人の行為において校長がその状況と結果等の報告を求めたときは速やかに報告しなければならない。
- (11) スマートフォン、携帯電話、タブレット等は講師又は担当教官に許可を得てから使用すること。授業中には電源を切るかマナーモードにすること。

(12) 校内への凶器・危険物等の持ち込みは禁止する。

(13) 貴重品類の管理は、個人で徹底すること。宅配物等は学校で一時預かり、職員が直接もしくは舎監を通じて学生に渡すこととするが、品質の保証は行わない。なお、内容物が学校にふさわしくないもの、危険であることが予想される等の場合は、受け取り人の同意なく開封する場合がある。

4 学校への各種届等

(1) 交付された身分証明書を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けること。

また、退校するときは、速やかにこれを返納すること。

(2) 住所等を変更したときは、速やかに届け出ること。

(3) 各種証明書等の交付を受けたいときは、「証明書交付申請書」(様式2)を提出すること。

5 校内への車両の持ち込み等

(1) 車両(自動車、自動二輪(原動機付き自転車を含む。)、自転車等)で通校しようとするときは、事前に「車両持ち込み申請書」(様式3)を提出し、承認を受けなければならない。なお、自転車については防犯登録がなされているものに限る。

(2) 車両の使用に当たっては、交通法規を遵守することは元より、校内の指定された場所に許可証を掲示して駐車するなど、学校の指示に従わなければならない。

(3) 交通事故を起こしたとき又は交通違反を犯したときは、速やかに学校に報告しなければならない。重大な交通事故や重大な交通違反の場合は、懲戒処分の対象になる。また、本校内を含め、交通事故の処理は個人の責任で行うものとし、学校は責任を負わない。

(平成26年 6月24日一部改正)

(平成27年 4月 3日一部改正)

(平成27年 6月15日一部改正)

(平成27年10月 9日一部改正)

(平成28年 4月 1日一部改正)

(平成29年 4月 1日一部改正)

(平成31年 4月 1日一部改正)

(令和 2年 4月 1日一部改正)

(令和 4年 4月 1日一部改正)

(令和 5年 4月 1日一部改正)

(令和 6年 4月 1日一部改正)

アルバイト許可願

以下のとおりアルバイトを行うことを認めていただきたいので届出ます。
 なお、学業や寮生活に支障をきたすような従事は一切行いません。

(届出の日時) 年 月 日 ()

高知県立農業大学校長 様

() 年 () 番 (専攻・班 :)

氏 名 ()

就
業
先

事業所名

事業所の住所

事業所の連絡先 (担当者)

就業予定期間

就業日数

就業時間

勤務内容

申請理由

- ・ 上記内容に変更があった場合は、その都度申請を行います。
- ・ 許可後は農業大学校生の自覚を持ち、誠実に勤務いたします。
- ・ アルバイトを理由に寮の門限緩和や外泊を申請することは一切いたしません。

※必須
担当教官
所見記入欄

校 長	副校長 (兼 教育課長)	教 務	担当チーフ又は 担当教官

(様式2)

決裁者	副校長 (兼 教育課長)	事務取扱者	公 印	番 号	(受 付 日)	(発 行 日)
					令和 年 月 日	令和 年 月 日

* 上記欄には記入しないこと。

証 明 書 交 付 申 請 書

高知県立農業大学校長 様

令和 年 月 日

(申請者氏名)		(住所) 〒
	学科	
(生年月日)		
平成 年 月 日	年生	電話番号:

種 類	部 数	必要とする理由 (具体的に記入すること。6を除く。) 例:〇〇会社就職試験受験のため。等
1 卒業証明書	部	
2 卒業見込証明書	部	
3 学業成績証明書	部	
4 在学証明書	部	
5 その他証明書 ()	部	
6 JR通学証明書	部	・居住地住所: 駅～ 駅 ・通学期間: 箇月 ・定期券の有効期間: 箇月
7 JR学校学生生徒旅客 運賃割引証	部	
(交付希望期限) 令和 年 月 日		* この申請書は、次の場合に適用する。(「高知県証明事務手数料徴収条例」により手数料免除。) ①当校在学生在が申請する場合 ②当校卒業後1年未満の者が就職に必要な証明を申請する場合

車両持ち込み申請書

高知県立農業大学校長 様

令和 年 月 日

()年()番 氏名()

○校内で次の車両を使用いたしたく、許可をお願いします。
また、車両の使用に当たっては次のことを厳守します。

- ①車両の使用に際しては、学生心得の5に記載された各条項を守ります。
②校内での運転及び駐車に際しては、他者及び学校に迷惑をかけることのないよう、万全の注意を払います。
③万一の事故の際には、直ちにけが人への救急救命措置を行うとともに、速やかに警察及び消防署に連絡します。

☐ 上記誓約内容を確認し、同意します。

[使用車両] * 該当するものを○で囲むこと。	A 自動車	・車 名() ・車種名 ()
	B 自動二輪 (原動機付き自転車を含む)	・色 () ・車両No.()() (—)
	C 自転車	・防犯登録番号 () ・色 ()

校 長	副校長 (兼 教育課長)	事務長	担 当
上記車両の持ち込みを許可してよろしいか。		公 印	許可番号
起案: 令和 年 月 日			
決裁: 令和 年 月 日			

8 学生寮運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第12条（以下「規則」という。）及び高知県立農業大学校運営要領第6条の規定に基づき、学生寮の運営について必要な事項を定める。

(入寮)

第2条 第1学年生は、原則として全員入寮するものとする。入寮に際しては入寮誓約書（様式1）を提出しなければならない。

2 第2学年生は、原則として入寮しないものとする。ただし、校長が特別な事情があると判断したときは、入寮を許可する場合がある。入寮を希望する者は、校長に入寮願（様式2）を提出しなければならない。

(舎監)

第3条 学生寮に舎監を置く。舎監は、平日の昼間及び閉寮期間を除き、学生寮の運営及び保安警備の任にあたる。

(寮生心得)

第4条 寮生の守るべき心得（以下、「寮生心得」という。）は別に定めるところによる。

(入退寮)

第5条 次の場合、校長は入寮させない、又は退寮させることができる。

- (1) 停学以上の懲戒を受けている場合
- (2) 寮生心得に著しく違反した場合
- (3) 第1学年生のうち、特別な事情により配慮が必要であると校長が判断した場合
- (4) その他、入寮させることが適切ではないと判断した場合

(附則)

この規程は平成26年9月1日から適用する。

（平成27年4月1日一部改正）

（平成28年1月21日一部改正）

（令和3年4月1日一部改正）

（令和4年4月1日一部改正）

（令和6年4月1日一部改正）

(様式1)

入 寮 誓 約 書

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

() 学科 1年

氏名

保護者等

私は、 年 月 日からの入寮に際しましては、学生寮
運営規程、寮生心得及びその他の諸規程を順守するとともに、他の寮
生との親和を図り、勉学に励むことを誓います。

(様式2)

入 寮 願

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

() 学科 年

氏名

保証人等

私は、 年 月 日から入寮したいのでご承認ください。

なお、入寮のうえは学生寮運営規程、寮生心得及びその他の諸規程
を厳守するとともに、寮生活や勉学に他の模範となるよう励みます。

9 寮 生 心 得

1 趣旨

学生寮は、規律ある団体生活を通じて寮生相互の親和を図るとともに、自主協同の精神を養い、豊かな人間性を培うことを目的とする。この心得は「学生寮運営規程」第4条の規定に基づき、寮生活を円滑に行うため、寮生の守るべき事項等を定める。

2 在寮の規定

寮生は在寮に際して、次の規定を守らなければならない。

- (1) 消灯から起床までの間は、指定された部屋に在室すること。
- (2) 平日の最終日を除く登校日は原則として在寮しなければならない。ただし、学校伝染病に罹患した場合等には、一時的に外泊を指示されることがある。
- (3) (2) に定める日において、外泊する場合は、事前に「外泊届」(様式1)を提出し承認を受けること。
- (4) (2) に定める日以外の日は原則として在寮しないものとする。ただし、農場当番や自主学習の予定がある場合等は例外とし、事前に「学生寮在寮届」(様式2)を提出し承認を受けること。
- (5) 「学生寮在寮届」提出後にその内容に変更がある場合は、速やかにその旨を申し出ること。申し出る日が休校日のときは舎監に申し出ること。
- (6) 休校中に在寮している場合に、学外に出るときは、舎監の管理する「外出届」(様式3)に外出する時間及び帰寮した時間等を記入すること。
- (7) 在寮中は門限までに帰寮しなければならない。帰寮時間が門限を超える場合は、事前に「学生寮門限緩和届」(様式4)を提出し承認を受けること。この場合の門限を緩和する限度は午後10時までとする。

また、事前の承認無く帰寮時間が門限を超えそうになった場合又は承認された緩和門限を超えそうになった場合は、速やかにその旨を舎監に連絡すること。

3 寮生活の規定

寮生は次の規定を守り、他者に迷惑をかけないよう節度ある生活を営むこと。

(1) 寮の保全等

- ア 施設、設備、備品等を目的以外に使用しないこと。また無断で加工しないこと。
- イ 施設、設備、備品等を破損、汚染、紛失したとき又はその状態を見つけたときは速やかに報告すること。その原因が寮生の故意又は重大な過失による場合は、必要経費を弁償しなければならない。
- ウ 寮内及び室内は常に整理、整頓し清潔な状態に保たなければならない。
- エ 風呂場、トイレ、洗濯場等寮の共有部分の使用に当たっては、他者の迷惑にならないよう十分な注意を払うこと。
- オ 部屋に設置されているエアコンディショナーの電気代は使用者の負担とする。エアコンディショナーの使用方法については、同室の者とよく話し合っておくこと。
- カ 体調不良時には、軽症状でもすみやかに舎監へ申し出、指示に従うこと。医療機関の受

診は、自身か家族で対応すること。職員、舎監での付き添いは、原則行わない。また寮生が付き添うことは、原則認めない。

キ その他、共同生活であることを自覚し、他者の嫌がることは行わないこと。

(2) 寮における禁止事項等

ア 異性の寮、個室には絶対に立ち入らないこと。

イ 学校の許可を受けていない部外者を立ち入らさないこと。

ウ 酒類の持ち込み及び飲酒は禁止する。

エ 事前に許可を得ている場合を除き、火器類の持ち込みは禁止する。また寮内での喫煙は禁止する。

オ 冷蔵庫や暖房器具（コタツ等）等の大型又は消費電力の大きな電気器具等の持ち込みは禁止する。

カ 1階の東側、2階及び3階の東側及び西側の非常口は、防犯のため平常は閉鎖しており、ここを使用してはならない。

(3) インターネット接続について

インターネットは、学習のために利用することとし、関連する法律、ルール、マナーを厳守すること。万一、学習利用の目的を大きく逸脱する行為があった場合は、懲戒処分の対象とする場合がある。

(4) 火災等災害の場合

火災等災害が発生した場合には、互いに協力して、近くにある消火器を使用して初期消火に努めるとともに、職員がいるときは職員に、職員がいないときは舎監に速やかに連絡し、その指示に従って冷静に行動すること。また、災害の状況が非常に緊迫しているときは、(2)カの規定に関わらず、自分のあるいは他者の身体、生命を守るため、自らの判断で近くの非常口を開放するなどし、速やかに避難すること。

(5) 日課

点呼 7:30

朝食 7:30～ 8:40

授業 9:00～12:00

昼食 12:00～13:00

授業 13:00～16:00

清掃 16:00～16:20 (定期日)

夕食 17:30～20:30 (自動車学校に行く場合等はこの限りではない。)

入浴 19:00～22:00

門限 21:30

点呼 21:30

消灯 23:00

4 雑則

この心得のほか、必要な事項はその都度指示する。

2、3の規定を守れない者は職員または舎監から注意を与えるが、改善が見こめない場合は保護者または保証人へ連絡するとともに、退寮を含む処分対象とする。

(附則)

この心得は平成26年9月1日から適用する。

(令和4年4月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

10 高知県立農業大学校学生自治会規約

(趣旨)

学生相互の親睦をはかるとともに学生生活を自立的に運営し、学生としての資質の向上を目的とし、学生のための自治会を設立し必要事項を定めるものとする。

(組織)

第1条 自治会は高知県立農業大学校の学生をもって組織する。なお、事務局は高知県立農業大学校に置く。

(役員)

第2条 自治会に次の役員をおき任期は1年とする。役員は進級予定者から選び、1年次の2月1日から2年次の1月末までを任期とする。ただし、補充就任の時は前任者の残任期間とする。

会 長	1名	体育委員	複数名
副 会 長	複数名	図書委員	複数名
文化委員	複数名	書 記	2名

(役員を選出)

第3条 役員は総会において学生の互選により選出する。

(役員の仕事)

第4条

- (1) 会長は自治会を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、又は代理する。
- (3) 事務局は自治会の会計事務に当たる。
- (4) 体育委員は体育行事を文化委員は文化行事を図書委員は、図書に関する事項をそれぞれ統括する。

(総会)

第5条 総会は、1月とし、会長が必要と認めたとき又は学生の1/3以上の請求のあったときには招集しなければならない。

2 総会は次の事項を決議する。

- (1) 自治会規約の制定及び改正
- (2) 歳入歳出予算及び同決算報告
- (3) 事業及び行事計画
- (4) 役員を選出
- (5) その他自治会運営上重要と認められる事項

(役員会)

第6条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

2 審議事項

(1) 自治会規約の制定及び改正（案）

(2) 歳入歳出予算（案）

(3) 事業及び行事計画（案）

3 決裁事項

簡易な事項で総会の決議を必要としないと認められる事項

（決議）

第7条 総会の決議は学生が2/3以上出席し、出席者の過半数により決議する。

可否同数のときは、議長が決定する。

2 役員会の審議及び決議は、出席役員の過半数により決議する。可否同数のときは、議長が決定する。

（クラブの設置活動）

第8条 心身の鍛練と学生相互の親睦をはかるため、高知県立農業大学校課外クラブ活動実施要領に従って課外活動を積極的に実施する。

（経費）

第9条 本会の運営は学生会費、補助金、寄付金をもって当てる。

2 学生会費は大学校と協議の上徴収額を決定する。

（予算、事業、行事計画等）

第10条 本会の目的を達成するため体育委員、文化委員及び図書委員は、事業及び行事等の円滑な運営に努めなければならない。

（届け出及び承認）

第11条 本会で議決したもののうち大学校の定める規程によるもののほか、学校運営に関係があると思われる事項については、会長は書面をもって校長に届け出、承認を受けなければならない。

（その他）

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は校長と協議の上、別に定める。

付 則

この規約は、平成15年4月1日よりこれを施行する。

昭和51年7月施行 平成7年9月一部改正

平成15年3月一部改正

平成23年4月一部改正

平成27年1月一部改正

令和4年4月一部改正

1 1 高知県立農業大学校寮生会規約

(趣旨)

第1条 快適な生活環境をつくり、協同生活を自律的に行い、寮生活の実効をあげるため寮生会（以下「本会」という）を設け必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会は高知県立農業大学校の学生で学生寮に入寮している学生（以下「寮生」という）をもって組織する。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置き任期は毎年4月から翌年3月までとする。

寮 長 1名

副 寮 長 1名

委 員 2名

必要に応じ他に役員を置くことができる。

(任務)

第4条

- (1) 寮長は本会を統括し会議の議長となる。
- (2) 副寮長は寮長を補佐し寮長事故のあるときはこれを代理する。
- (3) 委員は寮の運営に係る事項に当たる。

(決議)

第5条 総会は毎年4月に開催する。ただし寮生の1/3以上から請求のあった場合又は寮長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

2 役員会は必要に応じ寮長が招集する。

(決議)

第6条 総会における決議は寮生が2/3以上出席し過半数をもって可決するものとする。可否同数の場合は議長が決定する。

第7条 総会で決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会規約の制定及び改正
- (2) 役員を選出
- (3) 自主協同の団体生活を通じて規律ある寮生相互の親和と人格の向上を図る事項に関すること。
- (4) 協同生活を快適に行うために必要なこと。
- (5) 寮生活に係る重要なこと。

2 役員会で審議又は決議できる事項は次のとおりとする。

- (1) 総会で決議を要する事項の立案及び審議。
- (2) 簡易な事項で結果を総会で報告することで可とすること。

(届出)

第8条 本会の組織及び決議事項はその都度文書をもって校長に届け出るものとする。

(その他)

第9条 この規約によるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

この規約は、昭和51年7月19日から施行する。

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。

1 2 高知県立農業大学校内施設使用時間

本校学生の勉学や寮生活及びその実効をあげるための活動と周辺住民への配慮を鑑み、校内の施設の使用時間は以下のとおりとする。

体育館 8時～20時（厳守）、

※用具等使用については持込、貸出し許可を得ること。また壁打ちやフットサル等壁を強打する行為は行ってはならない。

学生会館 7時～20時（厳守）

教育棟 7時～20時（教官が指導する場合はこの限りでない）

本館 8時～20時（教官が指導する場合はこの限りでない）

13 懲戒処分基準

種類	該当事項	例	処 分 内 容
注 意	・ 大学の諸規定等（「学生心得」、 「寮生心得」等。以下同じ。）に違反 したとき（「戒告」又は「停学」もし くは「退校」処分に該当する場合を除 く。）	・ 寮生が無断外泊・在寮を行ったとき ・ 通学生が寮の居住スペースに入ったとき ・ トイレ以外での故意の排泄 ・ 無許可車両の乗り入れ 等	・ 本人に口頭注意 ・ 校内特別奉仕活動半日／回 ※決定は教務係が行うこととする。
戒 告	・ 大学の諸規定等に違反したとき	・ 学校生活や実習・座学・寮生活、学生会館の使用方法等におい て指導教官や舎監等の指導に従わなかったとき ・ 校内でいじめに当たる行為を行ったとき ・ 学校の名誉を棄損する行為（不適切投稿等） ・ 周辺住民への迷惑行為を行ったとき ・ 校内にある施設、設備等を重大な過失により棄損したとき、等	・ 本人及び保護者に文書通知 ・ 校内特別奉仕活動1日／回 ※決定は教務係が行うこととする。
停 学	・ 大学の諸規定等に違反したとき ・ 無責任又は粗暴な行為により校内の 秩序を乱したとき ・ 在学中に「戒告」以上の処分を受け ている者が、再度「戒告」処分に当 たる行為を行ったとき	・ 「寮生心得」3（2）ア、イ、ウ、エ、カ に違反したとき ・ 校内に酒類を持ち込み又は校内で飲酒をしたとき ・ 校内の特定屋外喫煙場所以外で喫煙をしたとき ・ 職員又は舎監の用務を妨害したとき ・ 校内で暴力行為を行ったとき ・ 校内にある施設、設備等を故意に棄損したとき ・ 校内で窃盗行為を行ったとき 等	・ 保護者の呼び出し ・ 本人及び保護者に文書通知 ・ 反省文（800字以上）の提出 （停学期間は原則として1週間とし、こ の間は欠席扱いとする。） ※決定は教官会での審議を経て、校長が 最終判断する
退 校	・ 「高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則」第14条に該当したとき		※決定は教官会での審議を経て、校長が 最終判断する。

※日本学生支援機構の奨学金を受給している者が戒告または停学処分となった場合は、奨学金は停止となる。

※授業料の減免を受けている者が戒告または停学処分となった場合は、高等教育の就学支援新制度授業料等減免事務処理要領第5版に基づき減免を行っ
た授業料を徴収する。

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

